

議題提案制度の運用手続（現状）の流れ

□ 事務局→県民会議委員→事務局

- ・事務局から議題提案書を委員に送付（県民会議開催通知の別紙2として添付）
- ・委員は、県民会議において希望する議題がある場合は、開催〇〇日前までに議題連絡票に記入し、事務局宛てに提出



■ 事務局→四者協議会（座長、副座長、専門委員会（施策調査、市民事業）委員長）

- ・四者協は、提案された案件について議題として取り上げるかどうか審議



■ 四者協議会→事務局

- ・四者協議会の審議結果に基づき、議題として
 - ① 取り上げる場合 ⇒ 会議資料（次第等）に記載、反映
 - ② 取り上げない場合 ⇒ 取り上げない旨、提案した委員に対して文書により通知



■ 県民会議

- ・議題として
 - ① 取り上げる場合 ⇒ 県民会議として審議、意見交換
 - ② 取り上げない場合 ⇒ 提案委員の希望がある場合は、事務局から全委員宛てに情報提供（議題連絡票を電子メール等により送付）

参考：平成 27 年度県民会議における議題提案状況

- 第 32 回（H27.5.27） 件名「水循環基本法施行、水循環基本計画策定について」
⇒四者協において県民会議の議題として取り上げないとしたが、県民会議勉強会（H27.6.27）で水循環基本法施行の状況について情報提供、意見交換を実施。
- 第 33 回（H27.8.31） 件名「7月26日（日）10:30～17:00 まで横浜シンポジウムで開催された県民フォーラム失敗の原因究明と今後の対応」
⇒四者協議会から県民フォーラムチームに対し、検討会（H27.8.20）において、7月のフォーラムの振り返りの中で議題連絡票の意見も含め意見交換していただくよう依頼。意見交換の結果、チームとして議題提案はしないことで了承された。